

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	保存樹林・樹木補助金			補助金番号	G4-6	
所管部署	土木部 みち・みどり室 維持補修課					
根拠名称 (交付規則以外)	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、枚方市保存樹等管理補助金交付要綱、枚方市みどりの基本計画					
交付の目的	良好な都市環境を守り、美観風致を維持するため、本市が指定した樹木の保存に対して、維持管理費の一助として樹木保護要領で定める補助金の交付を行い、枚方市内の民有樹木・樹林の保存を援助していくもの。					
補助対象経費	保存樹木の維持管理経費として、(1)1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。(2)高さが15メートル以上であるもの。(3)株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの。(4)推定100年以上生育し、由緒あるもの の条件を設け、補助金を交付している。また、樹林については、面積500平方メートル以上のものを対象としている。					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	個人または宗教法人(社寺林)					
開始年度	昭和49 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	1,050	1,050	1,050	1,050
決算額	820	760	510	/
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源	820	760	510	

(件)

交付実績	9	9	6	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	樹齢100年以上で既に地域の貴重なみどりとして保存していく樹木・樹林であり、地域住民の暮らしに根付くものとなっているため。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	枚方市の歴史ある緑を保存するために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	維持管理に必要な経費の一部を補助するものであり、地域の貴重なみどりとして必要な補助金である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	淀川と東部の里山をつなぐ重要なみどりのネットワークとして効果を上げている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	所有の大木、あるいは広域の樹林を本市で管理するには困難であり、所有者が維持管理をすることがふさわしいため、保存のための補助金支出は適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	樹林の面積、樹木の太さや大きさなど厳しい要件を設けている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	維持管理に要する一部を補助するものである。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱、要領に定められている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで交付要綱等の公表を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	都市の美観風致を維持するための樹木保存に関する法律、枚方市緑化指導要綱、枚方市樹木保護要領
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市の単独補助となっている。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	<p>社寺林・孤立林等の保存樹木・樹林は、淀川と東部の里山をつなぐ貴重なみどりを保全し、市民生活に潤いと安らぎ、市民の地域への愛着を育み、まちの景観の風格を向上させ、生物多様性の保全や暑熱環境の改善に有効であり、こういった枚方市の美観風致を維持するためにも継続して保全を図らなければならない。</p> <p>令和元年度から2年度には保存樹林の植生概況などの実態調査を実施したが、その調査結果からも、民間が保有する樹林等を今後も継続的に保全するためには本補助金が必要となる。</p>
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	緑化活動団体支援補助金			補助金番号	G4-7	
所管部署	土木部 みち・みどり室 維持補修課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市緑化活動団体支援補助金交付要綱、枚方市緑化活動団体支援補助金交付要綱、枚方市みどりの基本計画					
交付の目的	市内で緑化活動を行っている団体に対し、市民へのみどりの効果の波及性を高めるため、活動の継続や活動内容のレベルアップにつながる取り組みについて、経費の一部を支援することを目的とする。					
補助対象経費	(1)緑化に関する技術向上のための講師料等に係る費用 (2)みどりを活用したまちづくりに関する専門家等の派遣に係る費用 (3)先進事例の情報収集に係る資料等の費用					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	枚方市内で緑化活動に取り組む5名以上の団体					
開始年度	令和2年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		250	250	250
決算額		40	42.5	/
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他	40	42.5	
一般財源		0	0	

(件)

交付実績		2	3	/
------	--	---	---	---

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市民団体による緑化活動、その他の緑地を創出、保全といった活動の質を向上させるものとなっていることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市内全体の緑化推進を図るための活動の向上に支援するものであり必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	質の高い緑化活動への取り組み、緑化によって地域の活性化を図ろうとする取り組みに対して必要な経費の一部を補助するものである。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	活動団体の内容や成果の質の向上につながり、市民へのみどりの効果の波及性が高まる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	活動の継続や活動内容のレベルアップにつながる取り組みのためであり補助金支出は適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	交付要綱で定めている緑化活動に取り組む5人以上で組織する団体といった条件を設けている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金の対象となる費用の合計額の半額、もしくは上限額2万円のいずれか少ない額を対象に一部を補助するものである。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱、要領に定められている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで交付要綱等の公表を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	活動の継続又は質の向上を目的とした講習の受講等、限定した補助金となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	良質なみどりの増加・みどりに関わる機会の増加・緑化活動が継続する仕組み等に資するか確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を選択した理由	緑化活動を行う団体に支援することで、緑地の機能、効果若しくは価値を活用するための活動を継続させ、それらを楽しむ環境づくりが進むことで、広く市民にみどりの効果が還元される重要な事業である。今後も、利用のニーズに応じて補助内容やPRの手法等を検討した上で、事業の継続を図る。
対応完了・廃止予定時期	令和6年3月31日

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業が完成することにより、地域住民のコミュニティの向上、良好な景観、にぎわいの創出、健康づくり増進、郷土への愛着、ヒートアイランド現象の緩和等の効果につながる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	市民が自主的に行う緑化活動のためであるため、市民への補助金交付により整備することがより効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要綱の要件に該当する複数の団体、個人を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	上限額を定め、施設緑化については補助率を定めている。(花と緑の拠点づくり事業は全額補助だが、上限を設けており、選定は審査会において実施し決定している。)
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱にて定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページ等で事業内容を公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	地域の緑化推進に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	市内で自主的に行われる緑化の推進に係る活動を支援することにより、花と緑のまちづくりを推進し、もって良好な居住環境の整備に資するかを確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	枚方市みどりの基本計画の中で、「まちなか緑化」の推進を重点テーマの一つとしており、達成のためには「庭の花壇や生垣の増加の促進」といった、公だけでなく、個人が実施する緑化の取り組みが重要と位置付けている。花と緑のまちづくり事業は、それらを達成するために重要な事業となる。より多くの申請を受けて実施し、「まちなか緑化」を推進していくために、利用のニーズに応じ補助内容やPRの手法などを検討した上で、継続を図る。
対応完了・廃止予定時期	令和6年3月31日

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	花と緑のまちづくり事業補助金		補助金番号	G4-8	
所管部署	土木部 みち・みどり室 維持補修課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要綱、枚方市みどりの基本計画 (一般財団法人民間都市開発推進機構 住民参加型まちづくりファンド支援事業実施要領、一般財団法人民間都市開発推進機構の拠出金を活用した助成事業の運用ガイドライン)				
交付の目的	市内で自主的に行われる緑化の推進に係る活動を支援することにより、花と緑のまちづくりを促進し、その広がりや波及効果が期待でき、もって良好な居住環境の整備に資することを目的とする。				
補助対象経費	①施設緑化事業…まちなかの身近な花と緑を増やすための下記の整備(補助額上限1件10~30万円、助成率ハード事業費総額の1/2)(1)花壇整備(2)屋上緑化(3)壁面緑化(4)駐車場緑化(5)生垣緑化(6)オープンガーデンづくり ②花と緑の拠点づくり事業…地域交流の場となる拠点づくり(事業費総額50万以上、補助額上限1拠点300万円)。事業例:植マス設置、休憩所、パーゴラ、固定ベンチの設置等 ※(財)民間都市開発推進機構からの拠出金が終了したため、令和3年度をもって②の事業は終了。				
補助率・補助額	その他				
交付先	個人、団体				
開始年度	平成26年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	7,000	7,000	7,000	1,000
決算額	2,907	145	3,186	/
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他	2,907	145	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	3	2	3	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市民の目に入る場所を緑化することに対する補助金であり、市民がみどりを感ずることができる機械を創出することから、広く市民の利益に貢献していると言える。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	みどりの基本計画の取り組みのなかでも重点テーマとしている「まちなか緑化」を推進するためにも、必要な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	補助金の交付によりまちなかの緑化が増加することで、市全体の緑化も推進されより住みよい住環境となるため、高いニーズが見込まれる。